

**女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況、  
女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表**

(令和4年9月7日公表)

項目	目標値	R4年度公表値
① 女性管理職比率	課長級以上:30%	26.1%
	課長補佐級以上:30%	35.7%
	校長:20%	18.0%
	副校長・教頭:25%	24.6%
	(令和8年4月)	(令和4年4月)
② 男性の育児休業取得率	取得期間2週間超:30%	20.7%
※1	(令和7年度)	(令和3年度)
③ 男性の育児参加のための休暇 又は配偶者出産休暇取得率	100%	67.2%
※1	(令和7年度)	(令和3年度)
④ 年次有給休暇の取得	平均:14日間/年	11.5日間/年
	5日間/年未満の職員割合:0%	15.5%
※1	(令和7年)	(令和3年)
⑤ 職員の超過勤務時間	一月あたりの超過勤務時間30時間 を超える職員の割合:10%以下	11.7%
※1 ※2	(毎年度)	(令和3年度)

※1 市町村立小・中学校の県費負担教職員を除きます。

※2 超過勤務手当が支給されない教職員を除きます。

## ○取組内容

計画の柱	大項目	小項目	実施時期	実施状況(実施開始時期)
1.仕事と生活の両立に向けた県庁版働き方改革の推進	(1)長時間勤務の解消、超過勤務の縮減	①定時退庁日の取り組みを継続して実施するとともに、システムによる在庁時間の把握等を通じた実効性のある超過勤務縮減策に取り組みます	令和3年度以降検討・実施(一部実施中)	(1)19日19時完全消灯の実施 (2)超過勤務事前確認シートにより超過勤務の事前申請を徹底(平成29年度から) (3)県立学校出退勤管理システムで教職員の客観的な勤務時間を把握(令和2年7月導入)
		②長時間勤務の解消はじめ、全庁的な超過勤務の縮減に向け、庁内の働き方改革を推進する観点から、業務内容の見える化や抜本的な業務の見直し、AI・RPAといった革 技術を用いた業務改善策、執務環境の整備等に取り組みます	継続	(1)庁内の体制整備 庁内働き方改革推進プロジェクトチームを開催し、庁内の働き方改革について検討(平成30年度～) (2)研修の実施 ・3年目・8年目・新任係長級・新任課長補佐級研修において、働き方改革の推進にかかる研修を実施(令和3年度拡充) ・学校における働き方改革のさらなる促進のため、教職員働き方改革研修会を開催 (3)業務の見直し ・業務のプロセス全体を分析・評価・改善することで抜本的な業務効率化と利便性向上を図る「BPR」を導入(定型的な業務や画一的な処理を伴う業務の効率化に向けた自動化ツールの導入等)(令和2年度から) (4)革新技術の活用 ・自動化ツール(RPA)の導入可能な事務を検討・導入(令和元年度から) ・AI技術の活用(住民からの問合せ対応にAIチャットボットを導入)(令和元年度から) ・音声認識ツール(議事録作成支援システム)を導入(令和2年度から) ・各種紙資料をテキストデータ化するため、クラウドサービスであるAI-OCRを導入(令和2年度から)
	(2)柔軟な働き方の推進	①テレワーク、フレックスタイムの更なる周知啓発を行うとともに、在宅勤務等の柔軟な働き方に資する制度等の導入・拡充に取り組みます	令和3年度以降検討・実施(一部実施中)	(1)テレワークの本格運用を実施 ・サテライトオフィス運営(平成29年7月～県内1か所→平成30年7月～県内2か所) ・モバイルワーク用端末の導入(平成29年7月～16台→平成31年1月～100台で運用) (2)職員用端末のうち2,640台をモバイル化(令和3年度) (3)職員用端末のモバイル化に合わせ、各職員の業務や生活状況に応じたより柔軟な働き方を実現することを目的に在宅勤務制度を拡充(実施日数の上限を撤廃等) (4)教育委員会事務局へのフレックスタイム制度を導入(平成29年度～) (5)令和2年3月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、県立学校において、各種取組を実施 ・フレックスタイム制度を導入(令和3年4月) ・学校行事等の状況に応じて弾力的に勤務時間の割振りが行えるよう、勤務時間の割振り等に関する規則を制定(令和3年4月)
	(3)県民ニーズに対応するための学び直しの機会の推進	①自己啓発休業や修学部分休業、地域コミュニティへの参加など、県庁の枠を超えて知職・能力を修得することを積極的に支援します	令和3年度以降検討	実施を検討
(4)これまで女性が少なかった分野・ポストへの積極的配置	①女性職員を積極的にさまざまな分野・ポストに配置します	継続	(1)女性の管理職への登用 令和3年4月1日 課長補佐級・教頭以上の女性管理職 139名(対前年度比+14名) 課長補佐級以上の女性管理職率 18.1%(対前年度比+2.0P) (2)学校の女性職員向けに、管理職選考試験の積極的な受験の働きかけを実施	

計画の柱	大項目	小項目	実施時期	実施状況(実施開始時期)
	(5)職員採用試験の受験者確保	①労働人口減少による採用競争激化への対応や若手人材の不本意な離職を防止するため、たな採用手法を検討する等、職種を問わず採用活動を継続・強化します	継続	(1)35～45歳を対象とした新たな社会人採用試験を実施。 (2)採用説明会の開催や、パンフレットの配布、個別職場訪問(奈良県庁ナビ)等の実施 (3)募集職種業務説明会のオンラインでの実施や、就活サイトへの活用及びイベントへのブース出展等を実施
		②受験者の拡大や、受験者の志望と職務内容とのミスマッチを減らすツールの1つとして、インターンシップの受け入れの拡充に取り組みます	令和3年度以降実施	大学生等を対象とし、県庁インターンシップの実施(新型コロナウイルス感染症に対応するためオンライン形式で実施)
		③仕事と生活の両立を支援する制度の紹介や、それらの制度を活用しながら、活躍する職員のメッセージを親しみやすい形でHPやSNS等を用いて発信するなど、積極的に募集・広報活動を行います	令和3年度以降検討・実施	フレックスタイム制や出産・育児に係る休暇制度等についてパンフレットに掲載・配布し、その内容を県HPに掲載
2.女性をはじめ誰もが働きやすい職場づくり	(1)個々の事情を理解し合える、風通しのよい職場環境づくりの促進	①女性職員が出産・子育てや昇任などのライフステージの転換期に、仕事と生活の調和を意識しながら、前向きにキャリアをデザインし活躍していくための研修を実施します	継続	令和3年度に実施した研修(平成28年度から実施) (1)女性職員キャリアデザイン研修
		②管理職・非管理職を問わず、多様性や心理的安全性といった観点を取り入れた働き方改革に関する研修の実施に取り組みます	令和3年度以降実施	実施を検討
		③職員がやりがいをもって働けるよう、例えば日頃の職場内コミュニケーションの充実や上司と部下の1on1ミーティング等の取組を検討するとともに、人事評価制度も活用しながら、キャリア支援や人材育成に取り組みます	令和3年度以降検討・実施	実施を検討
		④風通しのよい職場環境づくりの障壁となる各種ハラスメントの防止に取り組みます	継続	ハラスメント防止にかかるチラシを各所属に送付し、ハラスメント防止に係る普及啓発を実施
	(2)各種休業・休暇制度の取得促進	①育児休業代替職員の充実、一定の産前・産後休暇や育児休業等の取得者数が生じることを踏まえた採用方針の策定等、代替要員の確保に向けた人事運用面の対応に引き続き取り組めます。加えて、育児休業代替任期付職員では直接の代替が難しい係長級以上の役職者に向けた育児休業等の取得促進にも取り組めます	令和3年度以降検討・実施(一部実施中)	(1)育児休業代替任期付職員制度の運用(平成29年度から)選考試験を実施、任用 (2)一定数の産育休業取得者を踏まえた採用計画の策定(令和元年度から) (3)教員が2週間以上の休業を取得する場合に、代替職員を任用
②①に加え、女性活躍推進課が作成した「奈良県パパ産休プロジェクト」動画の活用など、男性の育児休業取得を直接的に促進することに取り組めます	令和3年度以降検討・実施	(1)研修等で休暇・休業取得促進チラシの周知 (2)奈良県先生応援サイトにて休業制度等を周知 (3)学校長会等で制度周知及び、職員が休業を取得しやすい環境を作るよう呼び掛け		
③各種休暇制度について記載している職員向けの「子育てハンドブック」を随時改訂し、WEBサイトへの掲載・メルマガの活用等を通じて職員への周知啓発を図ります また、介護にかかる各種休暇制度についても、同様に周知啓発を図れるよう検討します	令和3年度以降検討・実施(一部実施中)	令和4年4月に改定し、庁内メール等にて周知 また、会計年度任用職員向けの「会計年度任用職員の休暇・休業制度ハンドブック」も、令和4年7月に改定		
④③の「子育てハンドブック」に「子育て計画書」を添付し、周知を図るとともに、職員の仕事と子育ての両立を支援するために管理職が配慮すべき事項等をまとめたチェックリストを作成します	令和3年度以降検討	「子育て計画書」の見直し及び「面談チェックシート」を作成し、子育てハンドブックと併せて庁内へ周知(令和4年度)		
⑤年次有給休暇及び夏期休暇について、所属全体での計画的な取得促進を呼び掛けます	継続	(1)年次有給休暇の積極的な活用の促進及び夏季休暇の取得促進について、休暇を取得しやすい環境づくりを呼びかけるため、庁内へ通知 (2)学校長会で夏休み期間等の長期休業中に年次有給休暇の取得を職員向け啓発するよう呼び掛け		

計画の柱	大項目	小項目	実施時期	実施状況(実施開始時期)
		⑥管理職の人事評価項目に、部下の年次有給休暇の取得状況、超過勤務状況、産育休取得促進等ワークライフバランス推進状況を盛り込むことを検討します	令和3年度以降検討・実施(一部実施中)	従来の人事評価項目(時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進)に加え、必要性の低い業務の廃止、不必要な会議や資料の縮減への取組みに関する項目を追加して運用(平成28年度に追加)
		⑦職員が働きながら不妊治療を受けられるよう、勤務時間、休暇その他の利用可能な制度の周知や管理職に対する意識啓発等を通じて、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図ります	令和3年度以降検討	(1)不妊治療のための休暇(出生サポート休暇)の新設(常勤職員、会計年度任用職員)(令和3年度) (2)配偶者出産休暇の新設(会計年度任用職員)(令和3年度) (3)育児参加のための休暇の新設(会計年度任用職員)(令和3年度) (4)産前休暇・産後休暇の有給化(会計年度任用職員)(令和3年度)
	(3)所属の管理職と子育てをしている職員のコミュニケーションの促進	①所属長及び子育て中の職員を対象に、自己の振り返りをしてもらい、所属内の状況をチェックしてもらってチェックシート(子育て計画書)の内容を見直し、さらに周知啓発を図ります	令和3年度以降検討・実施(一部実施中)	「子育て計画書」の見直し及び「面談チェックシート」を作成し、子育てハンドブックと併せて庁内へ周知(令和4年度)
	(4)職員の意識・ニーズや実態の継続的な把握	①職員の働き方に対する意識や実態を把握し、取組につなげていくことを目的に令和元年度から実施している「職員の働き方に関する意識調査」について、継続して実施し、職員のニーズや実情を的確に把握します	継続	職員の働き方に関する意識調査を実施し、分析結果を庁内働き方改革推進PTにおいて共有、庁内へ周知
	(5)子育て中の職員への情報提供・研修	①産休・育休からの復帰を支援するための情報提供や、仕事と生活を調和させ、長く働き続けるための意識づくりのために、子育て中の職員に向けた研修等の取組を継続します(継続)	継続	令和3年度に実施した研修(平成28年度から実施) (1)子育て支援研修(動画研修) (2)育休復帰支援研修(動画研修)
	(6)【再掲】これまで女性が少なかった分野・ポストへの積極的配置	—	—	—
	(7)【再掲】職員採用試験の受験者確保	—	—	—